

令和 7 年度南陽市 L E D 防犯灯整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 7 年度南陽市 L E D 防犯灯整備補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、通学路及び生活道路について、夜間の安全確保と犯罪防止を図るとともに、地球温暖化防止対策及び省エネルギー対策として町内会等が行う L E D 防犯灯の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 42 年規則第 36 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 区、地区、町内会若しくはその連合組織等又は市長が適当と認める団体をいう。
- (2) L E D 防犯灯 光源に L E D 又は L E D と同等以上の性能を持つ製品を使用した防犯灯をいう。
- (3) 従来型防犯灯 L E D 防犯灯以外の防犯灯をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次に掲げる事業とし、電力会社との契約が 10 ワット又は 20 ワットのものとする。

- (1) 町内会等が L E D 防犯灯を新設する事業
- (2) 町内会等が既存の従来型防犯灯を L E D 防犯灯に更新する事業
- (3) 町内会等が既存の L E D 防犯灯を L E D 防犯灯に交換する事業

2 次の各号のいずれかに該当する照明設備については、補助対象事業としないものとする。

- (1) 商店街振興を目的とするもの
- (2) 公共用地、寺社の境内、建物の出入口等の照明を目的とするもの
- (3) 広告物、看板、駐車場、案内板等の照明を目的とするもの

(4) この要綱以外の制度により補助金等の交付を受けるもの

(補助対象費用)

第4条 補助の対象とする費用は、灯具、配線資材器具等、消耗品、申請代行手数料、労務費、諸経費及び消費税とする。ただし、専用柱及び中間柱の設置等に係る費用は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、LED防犯灯1灯につき補助対象費用の3分の2の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1灯当たりの限度額は、次の表のとおりとする。

区分	限度額
新設	23,000円
更新	16,000円
交換	14,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、故障及び破損等の不測の事態により早急に更新を行う必要がある場合で、申請書を提出する時間的余裕が無いときは、速やかに市長の指示を受けた上で提出するものとする。

- (1) 事業実施に係る見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (2) LED防犯灯の整備予定箇所の位置図
- (3) 電気料金請求内訳書の写し（従来型防犯灯とLED防犯灯の区別及び更新予定等を記入したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、受付順にその内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更するときは、令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (2) LED防犯灯の整備予定箇所の位置図
- (3) 電気料金請求内訳書の写し（従来型防犯灯とLED防犯灯の区別及び更新予定等を

記入したもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 整備箇所の位置図
- (3) 電力会社に提出した電気使用申込書の写し
- (4) 整備した防犯灯のお客様番号がわかる書類
- (5) 事業実施状況写真（施工前・施工後）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、完成検査を行い、検査に合格したときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求）

第11条 交付決定者は、前条に規定する通知を受領したときは、令和7年度南陽市LED防犯灯整備補助金請求書兼委任状（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第12条 補助により整備したLED防犯灯の維持管理及びその経費の負担は、整備した町内会等が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。